

福島市農村地域生活改善施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場雄基

福島市条例第5号

福島市農村地域生活改善施設条例の一部を改正する条例

福島市農村地域生活改善施設条例（昭和56年条例第64号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 生活改善施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="147 831 1106 979"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>福島市中野生活改善センター</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	福島市中野生活改善センター	(略)	(略)		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 生活改善施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1133 831 2092 1059"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>福島市水原生活改善センター</td><td>福島市松川町水原字沢向11番地の1</td></tr><tr><td>福島市中野生活改善センター</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	福島市水原生活改善センター	福島市松川町水原字沢向11番地の1	福島市中野生活改善センター	(略)	(略)	
名称	位置														
福島市中野生活改善センター	(略)														
(略)															
名称	位置														
福島市水原生活改善センター	福島市松川町水原字沢向11番地の1														
福島市中野生活改善センター	(略)														
(略)															
<p>(使用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、生活改善施設の使用を許可することができない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 施設及び備付物件を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(入館の制限)</p>	<p>(使用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、生活改善施設の使用を許可することができない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(入館の制限)</p>														

第10条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を禁止し、又は退館させることができる。

(1) (略)

(2) 施設及び備付物件を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。

(3) (略)

(賠償責任)

第11条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又は毀損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

第10条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を禁止し、又は退館させることができる。

(1) (略)

(2) 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。

(3) (略)

(賠償責任)

第11条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又はき損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。